

令和6年度 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準にかかる加算一覧
(年度当初加算分)

番号	様式名称	対象施設					申請期限	申請方法	添付書類 ※システムにてデータ添付をお願いします。 ※システム上にて表示されている添付必要書類ではなく、こちらに記載の書類を必ず添付してください。	備考
		認定こども園(1号)	認定こども園(2-3号)	幼稚園	保育所	小規模事業所内				
1	副園長・教頭配置加算	○		○			4月30日	システム	なし	
2	通園送迎加算	○		○			4月30日	システム	通園送迎の実施に関し、運行経路など保護者への周知が確認できる資料	
3	給食実施加算	○		○			4月30日	システム	1. 献立表 2. (給食の実施方法で「業務委託」を選択した場合は)業務委託にかかる契約書	
4	療育支援加算	○	○	○	○		4月30日	システム	1. 受入障害児が特別児童扶養手当受給者の場合は、これを証する書類の写し 2. 受入障害児が兵庫県学助成(特別支援教育推進事業)の対象である場合は、これを証する書類の写しその他資料 3. 療育支援の年間実施計画が確認できる資料	
5	事務職員雇上費加算				○		4月30日	システム	なし	
6	事務職員配置加算	○		○			4月30日	システム	なし	
7	減価償却費加算		○		○	○	4月30日	システム	1. 建物登記簿、減価償却台帳、建物取得(建設)契約書等の写し 2. 改修等を行った場合は、改修等にかかる図面及び費用が確認できる資料	添付書類について、これまでは「以前提出したものと同内容であれば改めての提出は不要」としていましたが、R6年度以降は、申請の都度(毎年度)データ添付が必要となります。
8	賃借料加算		○		○	○	4月30日	システム	賃貸契約書等の写し	
9	主幹保育教諭等専任・子育て支援活動費加算	○	○				4月30日	システム	1. 組織図等、主幹の配置及び主幹が主担任でないことが確認できる資料 2. 子育て支援活動に関する年間実施計画が確認できる資料 3. (小学校との連携・接続に係る取組をしている場合) ・小学校との連携業務が明らかとなっている業務分掌表の写し ・小学校の児童及び教職員の交流を年に複数回行っていることがわかる書類の写し ・小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していることがわかる指導計画書等の写し(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していることがわかる資料でも可) 4. (以下の園内研修を企画・実施している場合) 都道府県等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していることがわかる資料	・システム画面上においては、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合」の減算時のみ個票及び添付欄が表示されます。 現状、減算されない場合の添付欄がございませんので、暫定的な対応として加算申請画面の最下部の「その他資料添付枠」に書類の添付をお願いします。 ・4については、現在教育委員会と調整中のため、現時点では該当なし。
10	主幹教諭等専任・子育て支援活動費加算			○			4月30日	システム	1. 組織図等、主幹の配置及び主幹が主担任でないことが確認できる資料 2. 子育て支援活動に関する年間実施計画が確認できる資料 3. (小学校との連携・接続に係る取組をしている場合) ・小学校との連携業務が明らかとなっている業務分掌表の写し ・小学校の児童及び教職員の交流を年に複数回行っていることがわかる書類の写し ・小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間(2年以上を含む。)のカリキュラムを編成・実施していることがわかる指導計画書等の写し(小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していることがわかる資料でも可) 4. (以下の園内研修を企画・実施している場合) 都道府県等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していることがわかる資料	4については、現在教育委員会と調整中のため、現時点では該当なし。
11	副食費徴収免除加算	○		○			4月30日	システム	月の副食提供予定が分かる資料(献立表など給食実施加算における添付書類で副食の提供予定が明らかになる場合は添付省略可)	
12	講師配置加算	○		○			4月30日	システム	なし	
13	指導充実加配加算	○		○			4月30日	システム	なし	
14	事務負担対応加配加算	○		○			4月30日	システム	なし	
15	3歳児配置改善加算	○	○	○	○		4月30日	システム	なし	
16	4歳以上児配置改善加算	○	○	○	○		-	システム	システム改修完了次第ご案内予定です。	R6年度より新設の加算ですので、システム改修中です。申請可能となり次第、改めてご案内予定です。
17	満3歳児配置改善加算	○		○			4月30日	システム	なし	
18	休日保育加算		○		○		4月30日	システム	1. 休日における保育士の配置状況が記載された書類 2. 休日保育に係る案内文書、HPの写し等	
19	主任保育士専任加算				○		4月30日	システム	1. 組織図等、主任の配置及び主任が主担任でないことが確認できる資料 2. 子育て支援活動に関する年間実施計画が確認できる資料	
20	チーム保育加配加算	○	○	○			4月30日	システム	なし	
21	チーム保育推進加算				○		4月30日	システム	なし	「職員の平均経験年数が12年以上であること」が加算要件となりますが、職員の平均経験年数については、処遇改善等加算1における職員1人当たりの平均経験年数をもって確認いたします。処遇改善等加算1の審査後、平均経験年数の要件を満たさない場合は、加算が取り消しとなる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
22	学級編成調整加算	○					4月30日	システム	なし	
23	障害児保育加算					○	4月30日	システム	なし	
24	栄養管理加算		○	○	○	○	4月30日	システム	・雇用契約書や嘱託契約書等の写し(嘱託の場合)※「栄養士として当該施設の栄養管理をしている」旨の記載が必要。在職証明でも可。 ・栄養士資格証の写し ・直近の栄養目標量、栄養摂取量が確認できる書類(献立表は不可)	
25	資格保有者加算認定申請書					○	4月30日	システム	家庭的保育者の資格を証明する書類の写し	
26	家庭的保育補助者加算認定申請書					○	4月30日	システム	家庭的保育に係る基礎研修修了証の写し	
27	家庭的保育支援加算認定申請書					○	4月30日	システム	該当職員の経歴及び支援の内容等が確認できるもの	